障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、ふれあい工房アルゴ（就労選択支援）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下、「事業者」という。）が設置するふれあい工房アルゴ（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労選択支援（以下、「指定就労選択支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労選択支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場にたった適切な指定就労選択支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成18年厚生労働省令第19号。（以下、「規則」という。）第6条の7の3に規定する事項の整理（以下、「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の期間に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

５　前項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、就労選択支援を実施するものとする。

６　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（事業所の名称等）

第３条　指定就労選択支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ふれあい工房アルゴ

（２）所在地　愛知県碧南市栄町四丁目 11 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名
　管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労選択支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
（２）就労選択支援員　１名以上
　就労選択支援員は、次の業務を行う。
　（ア）アセスメントを実施する。
　（イ）アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施する。
　（ウ）アセスメント結果に踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施する。
　（エ）協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集や利用者への進路選択に資する情報提供を実施する。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。
（２）営業時間　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。
（３）サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く。
（４）サービス提供時間　午前９時から午後４時までとする。

（利用定員）
第６条　事業所の利用定員は 10 名とする。

（就労選択支援を提供する主たる対象者）
第７条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、特定しない。

（指定就労選択支援の内容）
第８条　事業所で行う指定就労選択支援の内容は、次のとおりとする。
（１）アセスメントの実施
（２）他機関によるケース会議の実施
（３）アセスメント結果の作成
（４）事業者等との連絡調整

（５）食事の提供
（６）身体等の介護
（７）生活相談
（８）健康管理
（９）訪問支援
（１０）送迎サービス

（利用者から受領する費用の額等）
第９条　指定就労選択支援を提供した際には、利用者から当該指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
２　法定代理受領を行わない指定就労選択支援を提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労選択支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
３　前項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
（１）食事の提供　昼食 1 食につき食材料費 350 円
　ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下、「令」という。）第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供加算に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
（２）日用品費の実費
（３）創作的活動に係る材料費等の実費
（４）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（通常事業の実施地域）
第１０条　事業所における通常の事業の実施地域は、碧南市、西尾市、高浜市、刈谷市、半田市、安城市全域とする。

（利用者負担額等に係る管理）
第１１条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　現に指定就労選択支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定就労選択支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　指定就労選択支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１４条　提供した指定就労選択支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定就労選択支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（身体拘束の禁止）

第１６条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身

体拘束等」という。）を行わない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）
第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の策定等）
第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）
第１９条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（衛生管理等）
第２０条　事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２　事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第２１条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後３か月以内

（２）継続研修　年１回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、利用者に対する指定就労選択支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労選択支援を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、指定就労選択支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存するものとする。

５　事業所は、指定就労選択支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規定は、令和７年１２月１日から施行する。